

杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年10月16日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第33号

杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例

杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第12条の2」に改める。

第3章中第12条の次に次の1条を加える。

（労働者派遣に伴う措置等）

第12条の2 実施機関は、管理個人情報に係る業務について、労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ労働者派遣の内容及び条件について審議会の意見を聴くとともに、区民の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、前項の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）又は派遣労働者であつた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第15条の2中「第19条第14号」を「第19条第15号」に改める。

第32条中「又は同項」を「、同項」に、「（以下）」を「又は派遣労働者若しくは派遣労働者であつた者（以下）」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

第34条の2 第32条から前条までのいずれかに該当する場合を除き、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らした職員等（地方公務員法第60条第2号に該当する者を除く。）は、1年以下の懲役又は50万円

以下の罰金に処する。

第36条中「法人の」を「法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含み、労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）を除く。以下この条において同じ。）の」に、「若しくは人」を「若しくは人（派遣元事業主を除く。以下この条において同じ。）」に、「第34条」を「第34条の2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第15条の2の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既にこの条例による改正後の杉並区個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関が同条例第12条の2第1項に規定する労働者派遣の役務の提供（以下「役務の提供」という。）を受けた業務については、同項の規定にかかわらず、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことを要しない。
- 3 施行日以後に新たに役務の提供を受けようとするときは、施行日前においても審議会の意見を聴くことができる。